新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議

報告

| Ι. | 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方 | 1 |
|-----|-----------------------------------|----|
| Ι. | 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化 | 4 |
| | 1. 就学前における早期からの相談・支援の充実 | 4 |
| | 2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実 | 6 |
| ; | 3. 特別支援学校における教育環境の整備 | 8 |
| 4 | 4. 高等学校における学びの場の充実 | 11 |
| Ш. | 特別支援教育を担う教師の専門性の向上 | 14 |
| | 1. 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性 | 14 |
| | 2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性 | 16 |
| , | 3. 特別支援学校の教師に求められる専門性 | 17 |
| IV. | I C T 利活用等による特別支援教育の質の向上 | 21 |
| | 1. 特別支援教育におけるICT利活用の意義と基本的な考え方 | 21 |
| ; | 2. ICT活用による指導の充実と教師の情報活用能力 | 22 |
| , | 3. ICT環境の整備と校務のICT化 | 24 |
| 4 | 4. 関係機関の連携と情報の共有 | 25 |
| V. | 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実 | 26 |
| | 1. 就学前からの連携 | 26 |
| ; | 2. 在学中の連携 | 26 |
| • | 3. 卒業後の連携 | 27 |
| 4 | 4. 医療的ケアが必要な子供への対応 | 28 |
| į | 5. 障害のある外国人児童生徒への対応 | 28 |

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

(我が国の特別支援教育に関する考え方)

- 〇 特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- 特別支援教育については、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づく インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要であり、 また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。) や、今般の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」 という。)の改正も踏まえ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境を整備することが 重要である。

インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

- このため、障害の状態等に応じ、十分な教育を受けられるよう、小中学校の通常の学級での指導方法等の工夫を含め、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識や経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。
- 我が国では障害者の権利に関する条約の批准に向けて、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の成立等の関連法整備を進め、平成25年に学校教育法施行令を改正し、障害のある子供は特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとした。また、この場合において、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重することとされている。

また、同条約批准後は、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づく不当な差別の禁止や合理的配慮を進めるとともに、特別支援学校や小学校等の学習指導要領等を改訂し、障害のある子供たちの学びの場の選択や柔軟な見直しを踏まえ、特別支援学校の教育課程と幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教育課程との連続性が重視された。さらに、高等学校における通級による指導の制度化や教職課程における特別支援教育に関する内容の充実など、インクルーシブ教育システムの構築に向けた様々な取組が進められている。

(特別支援教育を巡る状況の変化)

○ 少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在

籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が大きく増加している。また、特別支援学級や 特別支援学校に在籍する児童生徒の数も増加している。

また、関連制度の改正や各学校・設置者の努力・創意工夫により、特別な支援を必要とする子供の学びの場が充実するとともに、通級による指導や交流及び共同学習の充実等により、 それぞれの学びの場が柔軟で連続性を持ったものになりつつある。

- 加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学校の臨時休業が行われるに至り、 子供たちの学びの保障が大きな課題となった。小中学校の特別支援学級や特別支援学校等では、保護者が仕事を休むことが困難な場合や放課後等デイサービスで受入が困難な場合等に、 感染防止に留意して子供たちに居場所を提供した学校もあった。
- このように学校が障害のある子供にとってのセーフティネットとしての役割を果たすなど、 社会全体で特別支援教育が果たしている機能や役割、保護者等の特別支援教育に対する期待 が再認識されるとともに、特別支援学校だけでその全ての期待に応えることの難しさなど、 今後の課題も明らかになりつつある。特に、教育におけるICT環境の整備・充実が進めら れることは当然であるが、WITHコロナ・AFTERコロナの時代において、特別支援教 育において求められているものや留意すべき事項は何か、今後、更なる検討・整理が必要で ある。

(これからの特別支援教育の方向性)

- 特別支援教育を巡る状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、 特別支援教育を進展させていくために、引き続き、
 - ①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備
 - ②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える 指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備 を着実に進めていく。
- O これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を進める とともに、
 - ・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更な る拡充
 - ・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現を図る。
- また、これらの方向性を実現するため、
 - ・就学支援、指導方法や指導体制、施設環境など障害のある子供の学びの場の整備
 - ・特別支援教育に携わる教師の専門性の向上
 - ・G I G A スクール構想による 1 人 1 台端末等の最新の I C T 技術の活用
 - ・関係機関の連携強化による切れ目ない支援体制の整備 を進める。
- 〇 これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に

認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

Ⅱ.障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

(制度、現状)

- 〇 障害のある子供の就学前の学びや支援は、特別支援学校幼稚部、幼稚園・保育所・認定こ ども園のほか、児童発達支援センター・児童発達支援事業所・民間の療育センターなど多様 な場で行われている。
- 幼稚園において、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を必要とする幼児数は増加 傾向にあるなど、障害の早期発見・早期支援のニーズが指摘されている。
- 平成25年の学校教育法施行令の改正により、障害のある子供の就学先の決定に当たっては、市区町村教育委員会が保護者の意向や専門家の意見を踏まえて総合的に判断することとなっている。その結果、義務教育段階への就学予定者で、市区町村教育委員会が専門家の意見を聴取するための教育支援委員会等で調査・審議対象となった障害のある子供の数は増加しているが、進学先の内訳は大きく変わっていない。

(幼稚園等の支援体制の整備)

○ 幼稚園等における特別支援教育を推進するための人的体制等は必ずしも十分でないため、 幼稚園等が適切な支援を継続的に行えるように特別支援教育コーディネーターの指名等の園 内体制の整備や関係機関との連携、外部専門家等との連携による人的体制の充実とともに、 特に幼児教育の観点から特別支援教育を充実するために教師や特別支援教育コーディネータ ー、特別支援教育支援員の資質の向上に向けた研修機会の充実が期待される。

(早期からの相談・支援)

〇 早期からのきめ細かい就学相談や支援を行うため、健康・福祉部局や幼稚園等と連携して 障害のある子供の状況を把握することが重要であり、そのために、例えば、法定健診である 乳幼児健診や就学時健診に加えて、5歳児健診等の機会の活用も考えられる。

(きめ細かな就学相談と保護者への具体的な情報提供及び学びの場の検討等の支援)

○ 一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供する観点から、市区町村教育委員会における就学手続きにおいて、よりきめ細かな就学相談を実施することが重要であり、その際、本人や保護者が正確な情報を得て理解したうえで意向を表明できるよう、小学校や特別支援学校双方で受けられる教育の内容、支援体制を含む基礎的環境整備、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供、可能な範囲で医学等の専門的見地も含めた学校卒業までの子供の育ちの見通し等について、情報提供を行うことが重要である。また、就学相談を行う中で、障害当事者の意見を参考とすることも考えられる。

さらに、教育支援委員会等による就学先決定の方法や、就学後も必要に応じて転学や通級 指導教室等の多様な学びの場を活用する方法、学校における合理的配慮の提供に関する意思 の表明から合意形成までの手続きについても情報提供を行うことが重要である。さらに、小 中高等学校や特別支援学校における教育による成長事例が、卒業後を含むライフステージに 応じて保護者等に分かりやすい形で情報提供されることが重要である。

- 特に発達障害の幼児期の気になる行動が障害の特性によるものであることに気が付かず、 不適切な対応をとってしまうケースもあるため、乳幼児健診や就学時健診等における気付き を保護者や就学先、関係機関と共有し、必要に応じて適切な教育相談につないでおくことが、 不適切な対応による二次的な課題を防ぐことにもつながる。このため、早期発見・早期支援 の観点から、本人や保護者支援及び関係者の理解促進の更なる充実が求められる。また、小 規模の自治体が連携して広域で相談体制を構築したりすることも考えられる。
- 障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の支援については、子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育を提供するため、極めて重要である。各市区町村教育委員会における子供たち一人一人に応じたきめ細かい支援をより一層充実させるため、障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の参考となるよう国が作成している教育支援資料の内容を充実する必要がある。その際、例えば、
 - ・特別支援学級や通級による指導、通常の学級等の学びの場の判断について、教育支援委員会を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討すること。その際、引き続き、本人や保護者の意向を可能な限り尊重すること
 - ・必要に応じ、都道府県教育委員会や特別支援学校が市区町村教育委員会等の求めに応じた 助言等を行うこと
 - ・特別支援学級及び通級による指導の対象となる児童生徒の障害の状態等をより具体的な 形で分かりやすく示すとともに、障害の状態等を参考に特別の教育課程を検討する際の視 点を解説すること
 - ・教育委員会が示す就学先と保護者の意向が合致しない場合の調整の場の在り方について 検討すること。その際、調整の場については、様々な形態が考えられるが、法律の専門家 等の参加も考えられること
 - ・特別支援学級において指導を受ける時間が一定の時間に満たない者について通級による 指導の対象とすることを検討することもありうること

等を示すことが考えられる。

- これらに加え、今後更に継続的な研修の実施や周辺自治体との情報共有等により就学相談 担当者等の専門性向上を図ることも重要である。その際、特別支援教育に関する基礎的な内 容はもとより、教育と福祉、医療、労働等の関係部局や機関と連携しながら、障害者権利条 約や障害者差別解消法、児童の権利に関する条約などの関連する法制度等、関連する幅広い 内容を分かりやすい形で示していくことが重要である。
- また、障害のある子供の学びの場は固定したものではなく、就学後も障害のある子供が連続性のある多様な学びの場において、その能力や可能性を最大限に伸ばし、十分な教育が受けられるよう、教育相談や個別の教育支援計画に基づき柔軟に見直されるべきものである。このため、あらかじめ教育支援委員会も必要に応じて柔軟に開催できるようにしておくことが重要である。

さらに、市区町村教育委員会の総合的判断で特別支援学校に就学することになった場合であっても、居住する市区町村教育委員会が引き続き、その子供の教育に深く関わり、居住地の小学校に副次的な籍を設けるなど、障害のある子供が居住地域とのつながりを維持できるような取組が期待される。

加えて、医療的ケアが必要な子供について、入学当初に学校側の受入体制が整備されるま

での間、医療的ケアの実施や通学に際して保護者の付き添いを求めることがあるため、就学 先決定後、速やかに学校・保護者・看護師・主治医・学校医等や関係機関等が連携し、実施 体制の準備が進められるような体制づくりが必要である。

また、障害のある子供について、医療的ケアが必要ではない場合にも、学校側から付き添いが求められることがあるため、引き続き、学校側の受入体制の整備等に取り組むことが重要である。

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

(制度、現状)

〇 通級による指導を受ける児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒の数は増加しており、 平成29年度の通級による指導の担当教師の基礎定数化や平成30年度の高等学校における通 級による指導の制度化など、小学校等における特別な支援を必要とする児童生徒への学びの 場や指導体制は段階的に充実してきている。また、通常の学級においても、発達障害を含む 特別な支援を必要とする児童生徒に対して、合理的配慮の提供や特別支援教育支援員による 支援など、個々の子供の教育的ニーズに応じた必要な支援が行われている状況にある。

こうした状況の中で、特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置は、年々拡充され、 令和2年には、65,800人となっている。

(管理職のリーダーシップ等)

○ 特別支援教育に関する多様な学びの場の連続性の観点から、例えば、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を充実するため、学級や学年等の間で年間指導計画等の在り方を研究したり、特別支援学級における各教科等の学習を充実するため、学級担任間や教科担任等との連携による指導の体制を整えたりすることが必要となる。また、市区町村教育委員会における人的環境整備として、適切に特別支援教育支援員を確保・配置していくことも求められる。その際、特別支援教育支援員が障害のある児童生徒等の支援において重要な役割を担っていることに鑑み、専門性の向上に取り組むことも重要である。このような取組を進めるため、校長等の管理職がリーダーシップを発揮して学校全体としてカリキュラム・マネジメントを行い、教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携し、障害のある児童生徒への指導・支援の質の向上を図っていく必要がある。

(特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実)

○ 教師の専門性の向上等による特別支援学級の充実とともに、特別支援学級の児童生徒が、特別支援学級に加え、在籍する学校の通常の学級の一員としても活動するような取組が重要である。こうした観点から、子供の障害の特性や個々の学習の状況等を勘案しつつ、ホームルーム等の学級活動や給食等について、可能な限り共に行うことが必要である。また、教科学習についても、児童生徒の障害の状態等を踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的に実施することが必要である。その際、可能な限り、両学級の教育内容の関連の確保を図るとともに、通常の学級においては、引き続き、ユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とする学級経営・授業づくりを進めていく必要がある。なお、特別支援学級の教師は当該学級の児童生徒の教育的ニーズに対応するために配置されていることに留意する必要がある。

(児童生徒の特性に応じた支援)

○ 発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍すること等を踏まえ、各学級では、担任が特別支援教育コーディネーターや専門家と連携しつつ、例えば、チェックリスト等を活用するなど、在籍している児童生徒の読み書きの特性をはじめとする多様な子供一人一人の特性について把握し、通常の学級での指導方法等を含め、必要な支援を行うことが重要である。

(自校における通級による指導を充実するための環境整備)

○ 小学校等に在籍する障害のある児童生徒は、通級指導教室が設置されている他の小学校等に通学する例もある。そうした児童生徒が在籍する小学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、通級による指導の担当教師が児童生徒の在籍する小学校等を巡回して行う指導や、児童生徒が在籍する小学校等で他の小学校等の通級による指導の担当教師の専門的な指導をICT・遠隔技術の活用により在籍する学校で受けられるような取組を進めることが重要である。

(通級による指導等の在り方の検討)

- これまでの通級による指導の実施状況や、モデル事業の取組や成果を踏まえ、授業時数や 指導内容、担当する教師の専門性の向上等について、引き続き検討が必要である。例えば、 知的障害単一の児童生徒は特別支援学級の対象ではあるものの通級による指導の対象となっていない。知的障害があったとしてもその程度が軽度で、通常の学級での学習活動に概ね 参加している者は通級による指導の対象に加えることも考えられるとの意見もあった。他方、 知的障害のあるものには特別支援学級での指導が効果的との考えもあり、この点については 引き続き検討が必要である。
- 小学校等において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ取組を更に進めるため、全ての児童生徒が通常の学級に在籍し、教師が一人一人の障害の状態等に応じた合理的配慮の提供やティームティーチング等による多様な学習形態での指導を行ったり、必要に応じて特別の場で障害に応じた指導を行ったりする特別支援教室構想については、その対象となる児童生徒の指導の形態の決定方法や教育課程編成上の考え方、教員配置を含む指導体制等の検討が必要である。

近年においては、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒が増加する中、これまで以上に、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ取組が求められている。障害の有無に関わらず全ての児童生徒ができる限り通常の学級に在籍して必要な時間に特別な指導を受ける取組を行う自治体や、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習が活発に行われている自治体など、多様な取組について、適切に情報を収集し、発信するとともに、その効果、課題を踏まえ、特別支援教室構想の具体化に向けた検討を引き続き進める必要がある。

(学校施設のバリアフリー化等)

○ 今般のバリアフリー法の改正等により、一定規模以上の新築等を行う場合にバリアフリー 基準適合義務の対象となる施設に公立小中学校等が追加されたことを踏まえて、国は、公立 小中学校等を中心に、バリアフリー化の実態を調査し、それを踏まえた目標設定について検 討するとともに、学校設置者の取組が進むよう支援していくことが必要である。

さらに、学校が広く地域住民にとっての心のバリアフリーを発信する機能を有していくこ

とが期待される。

3. 特別支援学校における教育環境の整備

(制度、現状)

- 〇 特別支援学校では障害の重複の有無により学級編制がなされており、小学校等と比較する と手厚い教師の配置となっているが、学校教育法第 74 条に基づくセンター的機能を効果的 に発揮するためには、教職員の数が不十分な場合もある。また、特別支援学校の在籍者の増加により、慢性的な教室不足が続いており、その解消が急務である。
- 〇 特別支援学校には、学校教育法第 74 条に基づき小学校等の要請に応じて必要な助言や援助を行うよう努めることとされている。小学校等の特別支援学級に在籍する児童生徒数や通級による指導を受けている児童生徒数の増加等を踏まえ、こうしたセンター的機能の役割を更に強化するとともに、特別支援学校に在籍する児童生徒の居住地域の学校や地域とのつながりを深めるための取組を充実させることが必要である。
- O また、特別支援学校の寄宿舎については、特別支援教育における教育的意義も踏まえ、引き続き、その機能の維持に努めるべきである。

(学習指導要領の着実な実施)

- 先般の特別支援学校学習指導要領の改訂においては、初等中等教育全体の改善・充実の方向性や障害のある児童生徒の学びの連続性を重視し、知的障害者である児童生徒のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の3つの柱に基づき整理されたところである。
- この改訂の趣旨を踏まえ、各特別支援学校においては、各教科等の目標・内容の理解を深め、単元設定や教材の選定を行い、指導を行う必要がある。また、指導の充実のために研究に取り組むことも期待される。他方、国においては、知的障害者である児童生徒を教育する特別支援学校の各教科において育むべき資質・能力を着実に児童生徒に身に付けさせる観点から、国語、算数・数学、音楽以外の教科についても、各学校における指導の状況や学習者用デジタル教科書の在り方に係る検討の方向性に留意しつつ、著作教科書(知的障害者用)を作成することが必要である。
- 〇 また、次期学習指導要領の改訂に向け、国は、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級における教育課程の編成・実施状況について把握し、指導の在り方について更に検討する必要がある。その際、中央教育審議会答申(平成28年12月)の指摘事項も踏まえ、児童生徒一人一人の学びの連続性の実現のため各教科の目標・内容を一本化する可能性についても留意する必要がある。

(指導体制の整備)

〇 障害の種類や障害の状態等によっては、臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等の専門家の知見を活用して指導に当たる必要があり、引き続き、学校の内外の専門家と連携した教育体制整備の推進が必要である。

特に発達障害については、それだけでは特別支援学校の対象障害種ではないものの、特別

支援学校で学習する者もいるため、専門家の知見を活用しながら発達障害の特性を踏まえた 指導の充実を図る必要がある。その際、ICT等を積極的に活用した指導体制の整備を進め ていく必要である。

〇 特別支援学校には重複障害のある子供が相当数在籍しており、そうした子供の教育的二一 ズに的確に応えるとともに、重複障害に対応できる教師を育成するため、複数の障害種に対 応した特別支援学校の設置が可能となっている。

こうした特別支援学校の総合化においては、それぞれの障害の特性や、同じ障害の特性のある子供が共に学ぶ集団性の確保等に配慮しつつ、視覚障害や聴覚障害等に係る特別支援学校が都道府県内に1校しかない場合の通学距離の短縮や地域の小学校等との連携強化等も期待されることや、盲ろうの障害などの独自性についての対応が容易になることなどから、更なる設置の促進が期待される。

また、特別支援学校の重複障害の学級では、自宅や病院で訪問による教育を受けている子供と学校に通学して教育を受けている子供とが存在するが、その実態を把握し、学びの場に応じた教員配置についても検討が必要である。

さらに、学校教育法施行令第 22 条の3において規定している程度の障害を複数併せ有する重複障害に限定されることなく、強度行動障害のある子供や依存度の高い医療的ケアが必要な子供など、手厚い指導や支援を必要とする者に対する障害の状態等を踏まえた指導体制の在り方について、検討を進める必要がある。その際、教職員が必要な指導を行えるよう、研修の機会の充実などに努めることも重要である。

(新たな職域に係る人材育成の強化)

○ ICTを活用した在宅就労など特別支援学校卒業者の就労先が広がる中、従来の事業所に 通勤・通所する形態のみならず、在宅での労働などの形態についても視野に入れた職業教育、 進路指導等が行えるよう、ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発を行 う必要がある。また、各特別支援学校においても、企業を巻き込んだ新たな職域に対応した 専門教育や職業教育の充実、遠隔による職場実習の実施が期待される。

さらに、個々の児童生徒の持つ適性や才能に気付き、それを伸長させるような視点をもって指導や支援を充実させていくことが重要である。

(副次的な籍の展開)

- 特別支援学校に在籍する児童生徒は、居住する地域から離れた特別支援学校に通学していることにより、居住する地域とのつながりをもちにくい場合がある。一部の地域で取り組まれている特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校に副次的な籍を置く取組については、居住する地域との結び付きを強めたり、居住する地域の学校との交流及び共同学習を継続的に推進したりするうえでも有意義であり、一層その普及を図っていくことが重要である。
- 副次的な籍等を活用した居住する地域の学校との交流及び共同学習が継続的に行われるためには、特別支援教育コーディネーターを中心とした学校間や家庭等との連携強化や特別支援教育支援員の活用が求められる。また、居住する地域の学校までの距離がある場合などは、各学校に整備されたICT機器を活用した交流及び共同学習の取組を実施するなど、各学校や児童生徒の状況に応じて段階的、継続的に取組を進めていくことが期待される。なお、特

別支援教育コーディネーターや学級担任による連絡・調整等の負担を軽減したり、社会教育 関係者や地域の民生委員・児童委員など学校外の人材と連携・協働したりするためにもIC Tの積極的な活用が期待される。

(病弱等の子供の入院の短期化への対応)

○ 医療の発達に伴い、子供の入院期間が短期化するとともに短い入院を頻頻に行うことが生じている。慢性疾患、難病等を有する子供が入院前に在籍していた小学校等と入院時に在籍する特別支援学校等の間で切れ目ない学びとなるよう、前述の副次的な籍の活用や、教育課程の連続性、柔軟かつ多様な学習形態や指導方法の在り方について工夫改善し、そのための設置者や学校間の連携が従来以上に重要となっている。

(特別支援学校の教室不足)

〇 特別支援学校の在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いており、令和元年5月1日 現在、全国の特別支援学校で3,162教室が不足している。特別支援学校の教室不足を解消す るため、国においては、令和2年度から6年度までを「集中取組期間」として設定するとと もに、特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業について国庫補助の算定割合の引き上 げを行っている。各学校設置者には、「集中取組期間」において、特別支援学校の新設や増築 を行ったり、他の学校の余裕教室を特別支援学校の教室として確保したりする等の集中的な 施設整備の取組を進めることが求められる。

(特別支援学校設置基準の策定)

○ 特別支援学校の教育環境を改善するため、国は特別支援学校に備えるべき施設等を定めた 設置基準を策定することが求められる。設置基準を策定する際には、特別支援学校の設置の 態様が様々であることも踏まえ、全ての特別支援学校に概ね共通する内容と個別に応じて配 慮が必要な内容を併せた、特別支援学校を設置するうえで必要な最低基準とすることが重要 である。また、現存する特別支援学校のうち基準を満たさない施設等が直ちに使用できなく なることがないよう、国は必要な手当てを講じつつ、設置者は可能な限り基準に適合させる ための措置を講じるよう努める必要がある。

(新しい時代の特別支援学校施設の役割)

- 特別支援学校は、障害のある子供やその家族が避難するための福祉避難所となることも想定されるが、その際には、個々の特別支援学校の事情に留意しつつ、地方公共団体が、人材の確保や備蓄等について必要な支援を行うことを検討する必要がある。こうした避難所としての観点からも、学校施設のバリアフリー化は重要である。
- 〇 さらに、特別支援学校には地域の災害時の避難所としての役割が求められる場合のほか、 地域の障害者の文化・スポーツ活動の拠点としての役割が求められる場合等もあり、こうし た役割を果たすための施設等の在り方についても特別支援学校施設整備指針等を通して示し ていくことが重要である。

(専攻科の活性化)

○ 特別支援学校においては、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的として専攻科が置かれている学校があり、成人期にわたる学びを保障する役割

も果たしているほか、資格の取得などに向けた様々な取組が行われている。高等部普通科の 在学期間では深めきれない専門教育の内容について、更に専攻科における学びを通して、生 徒一人一人の教育的ニーズに応じた学習を深めることが期待されており、その活性化が重要 である。

(特別支援学校のセンター的機能の強化)

- 連続性のある多様な学びの場の整備が進む中で、特別支援学校のセンター的機能を強化していく必要があり、学校間や教育委員会等との連絡調整を担う特別支援教育コーディネーターの役割を明確にしていく必要がある。また、幼児教育段階、高等学校教育段階における特別支援教育を推進するためのセンター的機能の充実に資するような教員配置や設置者を超えた学校間の連携を促進するための体制の在り方についても検討していく必要がある。
- 視覚障害や聴覚障害等に係る特別支援学校が都道府県内に 1 校しかない場合があり、専門性の高い教師も限られている。弱視や難聴をはじめ障害のある児童生徒は小学校等にも在籍しており、こうした児童生徒が専門性の高い指導を受けられるよう、小学校等に在籍する児童生徒が、在籍する小学校等の教師が同席する中で、特別支援学校の教師のICTを活用した遠隔からの専門的指導を受けたり、小学校等の教師が特別支援学校の教師の助言を受けたりする機会を充実させることが必要である。このため、小学校等に対する特別支援学校の支援体制を充実させることが必要である。

こうした機会を充実させるためには、小中学校に在籍する障害のある児童生徒が特別支援学校に副次的な籍を置く取組も有意義である。

4. 高等学校における学びの場の充実

(制度、現状)

- 〇 高等学校では平成30年度から通級による指導が行われており、令和元年度からは全都道 府県で実施されている。また、高等学校入学者選抜において、障害のある生徒に対する合理 的配慮の提供が進んできており、実際に配慮を行った学校数は着実に増加してきている。
- 〇 高等学校は単位制を前提としており、学校設定科目などにより生徒や学校、地域の実態及び学科の特性に応じた教育課程の編成が可能となっていることなどから、小中学校のように特別の教育課程を定めることができる対象校種にされておらず、特別支援学級は設置されていない。

(高等学校における特別支援教育の充実)

- 〇 障害のある生徒が高校に進学するに当たっては、義務教育段階から引き続き切れ目なく 個々に必要な支援が行われるよう、入学前、入学者選抜、入学後のいずれの場面において も、適切な教育相談や合理的配慮がなされることが重要である。
- 〇 特別支援教育に係る研修が免許状更新講習で必修化されたり、現職研修等が充実したりすることで、高等学校の教師にも特別支援教育についての基礎的な理解は進みつつあるが、引き続き、制度化されて間もない通級による指導の指導体制や指導方法の確立など、通常の学級における支援の充実を含め、特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当教師を中心に、校長のリーダーシップのもと、学校全体で高等学校における特別支援教育の充実

に取り組むことが重要である。その際、特別支援教育コーディネーターや通級による指導の 担当教師をはじめとする教師の資質向上のための研修や、全校の教職員及び生徒の特別支援 教育に関する理解を促す取組も重要である。

このため、国においても、高等学校における通級による指導の効果的な指導方法や研修体制について、取組事例を収集し広く周知するなど、教師の専門性の向上を図る取組が引き続き求められている。

○ 高等学校において発達障害等のある生徒への支援や指導を充実させるため、特別支援学校との更なる連携強化が必要である。このため、高等学校に対する特別支援学校のセンター的機能の充実が必要である。

(発達障害等のある生徒への支援)

○ 高等学校においても発達障害を含む障害のある生徒が一定数入学していることを前提として、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要である。そのため、小中学校で特別支援教育を受けてきた子供の指導や合理的配慮の状況等を、個別の教育支援計画等を活用し高等学校に適切に引き継ぎ、高等学校においても生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて合理的配慮の提供等が更に充実して行われる必要がある。

また、多様な生徒が一般的な教養を高め、専門的な知識及び技能等を習得し、生徒の能力 や適性に応じた大学等への進学や就労が可能になるよう、生徒自身の進路に対するニーズや 学習の状況に応じて、より多様なコース制を導入して選択できるようにしたり、教科・科目 を設定して選択できるようにしたりするなどの取組が期待される。その際、高等学校から大 学等への進学や就労する場合にも、適切な引継ぎや連携がなされることが重要である。

なお、言うまでもなく、こうした引継ぎを円滑に行うためには、義務教育段階から学校と 保護者が情報共有を行い、学校段階を超えた切れ目ない引継ぎの重要性に関する理解を深め ることが重要である。

- 高等学校は、通級による指導が開始されて間もないため、教師が発達障害等のある生徒の 指導について十分な知識や経験がない場合もある。また、発達障害等のある生徒については、 一般枠での就労のほか、障害者手帳の取得によるいわゆる障害者雇用枠を利用した就労も考 えられるため、こうした制度面の対応についての理解や、それぞれに応じた適切な指導や支 援を行うことが必要である。こうした場合、特別支援学校の有する自立活動の指導のノウハ ウや、障害のある生徒の就職等に関する知見が活用され、それぞれの生徒に応じた適切な指 導及び必要な支援が充実して行われるよう、高等学校が特別支援学校との連携を強化するこ とが重要である。
- 発達障害等のある生徒の中には、大学進学や企業に就職するものの、環境に馴染むことが難しかったり、周りとの関係構築がうまくいかなかったりして、中途退学や退職し、そのまま社会から孤立してしまう場合もある。高等学校段階で、通級による指導などを通し、自分の得意なことや苦手なことなどの自己理解を促し、対処法を学びながら自信を高めるような指導や支援の充実が必要である。通級による指導などの実施においては、本人や保護者も含めた関係者に対して、こうした卒業後を見据えた視点も大切にする指導の意義について共通理解を図ることも重要である。

このような視点からも、卒業後の進路先に対し、生徒に必要な支援の内容や環境整備についての情報が適切に引き継がれるように、関係機関との連携促進も必要である。

さらに、本人や保護者が障害の可能性に気が付いていない場合もあることから、気になる 生徒の実態把握を行い、本人等の意向も踏まえつつ、卒業後を見据えた適切な指導や必要な 支援を実施していくための支援体制の構築も重要である。

Ⅲ.特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性

(制度、現状)

○ 発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍していることを前提に、小学校教員等の養成を目的とする教職課程においては、令和元年度入学生からは、全ての学生が発達障害や軽度の知的障害をはじめとする特別支援教育の基礎的内容(「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」)を1単位以上修得することが義務付けられた。また、小学校・中学校教諭の普通免許状の取得に当たっては、特別支援学校や社会福祉施設で介護等体験を行うことが義務付けられている。

(求められる資質・専門性)

○ 全ての教師には、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等が必要である。

加えて、障害のある人や子供との触れ合いを通して、障害者が日常生活又社会生活において受ける制限は、障害により起因するものだけではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障害による学習上又は生活上の困難について本人の立場に立って捉え、それに対する必要な支援の内容を一緒に考え、本人自ら合理的配慮を意思表明できるように促していくような経験や態度の育成が求められる。

また、こうした経験や態度を、多様な教育的ニーズのある子供がいることを前提とした学 級経営・授業づくりに生かしていくことが必要である。

○ 日々の教育実践において、目の前の子供の障害の状態等により、障害による学習上又は生活上の困難さが異なることを理解し、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫を検討し、子供が意欲的に課題に取り組めるようにすることが重要である。その際、困難さに対する配慮等が明確にならない場合などは、校内の特別支援教育コーディネーターや特別支援学級、通級による指導の担当教師、スクールカウンセラー等の心理の専門家に相談したり、必要に応じて特別支援学校や関係機関等に対し専門的な助言又は援助を要請したりするなどして、主体的に問題を解決していくことができる資質や能力が求められる。

(養成・採用)

- O 教職課程では、特別支援教育に関する基礎的な知識を習得するとともに、介護等体験等により障害のある人や子供との触れ合いを通して、障害による暮らしや学びの困難さを自分のこととして捉え、当事者と一緒に合理的配慮等を考えるような経験や態度を身に付けられるようにすることが重要である。
- このような態度等を身に付けられるよう、国は、小学校等の教職課程における特別支援教育の基礎的内容についての優れた指導事例に関する情報を発信するなどし、各大学における学修の成果を高める工夫を支援することが必要である。
- また、障害のある教職員の雇用は、共生社会の形成に向けた重要な取組であることはもと

より、児童生徒等にとって、障害のある人に対する理解が深まることや、障害のある児童生徒等にとってのロールモデルとなること、共生社会に対する自己の考えを広げ深める経験となること等を踏まえ、各教育委員会において積極的に雇用を進めるとともに、雇用された障害のある教職員が長く働き続けられるよう、引き続き必要な環境整備を行うことが重要である。

加えて、各大学においては、教職課程を履修する障害のある学生がより学びやすく、教員 免許状をスムーズに取得しやすい環境づくりに取り組むことが重要である。

(研修・人事交流)

O 各都道府県においては、初任から、管理職まで、教員育成指標全般に発達障害を含む特別 支援教育に係る資質を明確に位置付けるとともに、その資質を育成するため、特別支援教育 総合研究所等の研究動向も踏まえたより体系的な研修を計画的に実施することが求められ る。その際、関連する法制度等や、それらに基づくインクルーシブ教育システムの理念や合 理的配慮に関する基礎的な内容についても理解を深めることが重要である。

なお、研修の方法については、特別支援教育に関する知識習得型の研修だけではなく、事例検討や関係機関との連携など、実際の勤務校における場面を想定した課題解決型の実践的な研修の充実が求められる。この点、通常の学級の担任や特別支援学級の担任が研修を受ける機会が十分にあるとは言い難い現状への配慮や、管理職の資質向上のための研修の機会や内容の充実に向けた積極的な対応も重要である。

〇 また、学校全体の特別支援教育に関する専門性を高め、学校が組織として特別の支援が必要な子供の指導に当たるためには、管理職や特別支援教育コーディネーター、特別支援学級や通級による指導の担当教師等が中心となり、全ての教師が日々の勤務の中で必要な助言や支援を受けられる体制を構築することが重要である。

あわせて、前段にある通り、管理職が、学校全体で特別支援教育に取り組む観点から、特別支援学級や通級による指導、特別の教育課程、校内支援体制の構築など特別支援教育に関する理解を十分深めて学校経営の改善・充実につながるよう、都道府県と関係機関が連携して研修機会や内容を充実することが重要である。

〇 小・中・高等学校における特別支援教育の推進においては、特別支援学級や通級による指導を担当する教師以外においても、特別支援教育に係る経験を有する教師を増やしていくなど、関係する教師の層を着実に厚くしていくことが重要であり、各設置者において、小・中・高等学校から特別支援学校への人事交流を積極的に進めていくことなどが期待される。特に通級による指導が平成 30 年度から開始された高等学校と特別支援学校の人事交流をより積極的に進め、高等学校教員の特別支援教育に係る資質の向上に努めることが期待される。

(インセンティブ)

○ 教師が特別支援教育の魅力ややりがいに気付くための工夫や、特別支援教育に関する知識 や技能、経験、国家資格の保有が採用時に評価されたり、専修免許の保持、学協会等での教 育研究業績などが人事異動や管理職登用に考慮されたりする等のインセンティブの拡大が 期待される。

2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性

(求められる専門性)

○ 特別支援学級や通級による指導の担当教師には、通常の教育課程に基づく指導の専門性を 基盤として、実際に指導に当たる上で必要な、特別な教育課程の編成方法や、個別の教育支 援計画と個別の指導計画の作成方法、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動を実践する 力、障害のある児童生徒の保護者支援の方法、関係者間との連携の方法等に関する専門性の 習得が求められる。

特に、児童生徒の実態に応じて教育課程が異なる場合のある特別支援学級では、各教科等での目標が異なる児童生徒を同時に指導する実践力が求められる。

(人事配置・採用)

○ 特別支援学級や通級による指導を担当する教師には、通常の学級の担任に比べ特別支援教育に関する専門性が求められるため、特別支援学校での勤務経験など教師として一定の経験を積んだ者が担当することが望ましい。

また、教師の採用に当たって、特別支援学校と特別支援学級等を一括して選考する自治体もあり、このような取組も有効であると考えられる。

(研修)

○ 各学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教師の人数は少なく、研修に参加しにくい環境にある。このため、OJT (On the Job Training: 仕事の遂行を通して訓練をすること)による研修体制の構築やオンライン等による多様な研修方法の工夫とともに、「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」等の参考資料の普及を図る必要がある。

また、高等学校における特別支援教育についても、平成30年度に通級による指導が制度化され、今後より一層教師の専門性の向上が求められることから、こうした研修の充実・活用を積極的に行うことが重要である。

○ あわせて、前段にある通り、こうした研修に参加しにくい教師の状況に鑑み、長期休業期間等を活用し、他の学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教師と、課題に応じた指導や支援の方法等を、情報共有する機会の充実も期待される。その際、発達障害のある児童生徒に携わる教師に求められる専門性や研修の在り方に関する具体的な検討が求められる。なお、こうした研修については、学校の働き方改革や業務改善の観点も踏まえながら、ICTの活用などにより、より効率的なものとなるよう努めることが望ましい。

(学校内の体制整備)

○ 校内における特別支援教育に関する対応を、全て担当教師だけに任せてしまうと、担当教師が孤立したり、負担が大きくなったりするだけではなく、担当教師の人事異動などで学校における特別支援教育の専門性が担保・維持できなくなる可能性もあるため、他の教師と協働して校内支援体制を整備することで専門性を蓄積していく仕組みづくりが必要である。

(専門性の向上策)

○ 特別支援学級や通級による指導を担当する教師の専門性の向上に当たっては、小学校等の 教職課程における特別支援教育の基礎的内容に関する学修成果を高める工夫等について取組 事例を共有するとともに、小学校等の教職課程において、特別支援学校の教職課程の一部の 単位の取得を推奨し、都道府県教育委員会等に対して、当該単位の取得を教員採用試験の加 点要素として考慮することを促すことも考えられる。

- 現職の特別支援学級や通級による指導の担当教師については、特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用し、例えば自立活動や発達障害に関する事項など、特別支援学級担当等の資質向上に資する知識技能等の修得を促すことが必要である。なお、都道府県教育委員会においては、研修の一環として通常の学級を担任する者に対し、免許法認定講習を活用した単位の取得を推奨することも考えられる。
- 〇 なお、特別支援学級や通級による指導の担当教師の専門性や全ての教師の発達障害に係る 専門性の向上のため、新たな免許状を創設するべきとの意見については、各自治体における 免許保有者の人事配置上の課題や、通常の学級における発達障害のある子供の指導の充実の 観点等から課題があることに鑑み、まずは、前段の免許法認定講習等の活用等に積極的に取 り組み、その後、平成31年度入学生から適用された新しい小学校等の教職課程の成果等も踏 まえて更なる検討を行うことが考えらえる。
- 〇 以上のほか、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所等が効果的な研修プログラムを開発し、都道府県教育委員会等において活用することも有効と考えられる。

3. 特別支援学校の教師に求められる専門性

(制度、現状)

〇 特別支援学校の教師には、小学校等教諭の免許状に加えて特別支援学校教諭の免許状を所持することとされているが、教育職員免許法附則第15項の規定により、当分の間、特別支援学校教諭の免許状を所持していなくても特別支援学校の教師になれることとされている。

(求められる専門性)

○ 特別支援学校では、幼稚部から高等部までの幅広い年齢や発達段階の子供が在籍し、障害の状態等は個々に違っており、また、特別支援学校に設置されている学級のうち約4割が重複障害の学級であり、重複障害の子供が多く含まれていることから、一人一人の実態に応じて指導に当たる必要がある。

こうした多様な実態の子供の指導を行うため、特別支援学校の教師には、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して、これを各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能の習得や、学校内外の専門家等とも連携しながら専門的な知見を活用して指導に当たる能力が必要である。

○ 障害のある子供の一定数が複数の障害を重複して有していることを踏まえた対応が必要である。特に、障害者権利条約第24条において示されている通り、盲ろうの障害に関し、最も適切な教育が行われるべきことが求められているが、実際に盲ろうの障害を有する子供は、情報の入力や出力の観点から補完関係にある視覚と聴覚の両方に障害があるため、盲ろうの障害の独自性に合わせた指導事例の収集や、指導や支援のポイントの整理等を進め、専門性の高い教師の育成を支えていく必要がある。また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、こうした盲ろうの障害などの専門性の高い分野の研究と人材育成に関して知見を有しており、ナショナルセンターとして、多様な機関との連携を推進しながら、そ

の機能をより一層高めていく必要がある。

- 〇 特別支援学校では、経験豊富な教師の人事異動や定年退職により、学校としての専門性が 蓄積されにくく、個々の教師の専門性の向上だけではなく、学校全体として高い専門性を担保・共有するための仕組みづくりが必要である。また、一定の専門性を有した教師の人事異動により、学校としての専門性が大きく低下しないよう、学校が組織として専門性を担保・ 共有していく仕組みが必要である。
- 〇 特別支援学校は、要請に応じて小中学校等の障害のある子供に関する助言や援助を行うことが求められており、特別支援学校が地域の特別支援教育の水準の向上に寄与するうえで、特別支援学校の教師が、小中学校等の各教科等の授業における障害のある児童生徒の「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、授業の助言・援助に当たっていく専門性を高めることが重要である。

なお、特別支援学校の教師が地域の小中学校における勤務を経験することは、小中学校における特別支援教育の現状を知り、小中学校への助言・援助を行うなどの特別支援学校のセンター的機能の充実を図る上でも意義深いものである。

○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、これまで、国の施策の企画立案及 び実施に寄与する研究の推進と実践的な研究の推進のほか、各自治体における特別支援教育 に係る指導的な立場にある人材の育成を目的とした専門的な研修や、特別支援学校教諭の免 許状取得に係る認定通信教育、発達障害に係る人材の専門性の整理と研修のコアカリキュラ ムの作成など、特別支援教育を支える人材育成の枢要な部分を担っている。こうした機能に ついては、オンライン研修の積極的な活用などの新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ た研修体制・研修手法に関する多様な選択肢を示し、引き続き充実に努めていく必要がある。

また、自閉症や知的障害により特別支援教育を受ける児童生徒数が増加していることから、これに係る教師の専門性の向上や人材育成は急務であり、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、筑波大学附属久里浜特別支援学校をはじめ自閉症や知的障害を対象とする特別支援学校等と連携した取組等により、体制の充実や取組を加速する必要がある。

(養成)

- 特別支援教育の充実において、教師の養成機関である大学が果たす役割は大きく、引き続き、教師の養成等の充実を図ることが重要である。
- 〇 特別支援学校の幼児児童生徒への指導や特別支援学校がセンター的機能を果たす上で最低限必要な資質や専門性を教職課程で得られるようにする必要がある。
- このため、教育職員免許法体系に、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、自立活動、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害を位置付ける。その際、基礎となる免許状を取得する際に修得した内容との関連や接続も考慮する。

加えて、見直した教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要である。 その際、特別支援学校教諭免許状は現職教員が勤務年数等を加味し取得する単位数を軽減し て取得する場合も多いことから、新たに策定するコアカリキュラムが免許法認定講習等においても参考となるよう留意する。

○ これらの方向性を踏まえつつ、具体的な内容については、別途検討することが必要である。 その際、教員養成段階で現状以上の単位の取得を求めることは、学生の過度な負担となり特別支援学校の教師を目指す者の減少にもつながる懸念があることから、現在の総単位数の中で検討を進めるものとする。

(研修・人事交流)

- O 視覚障害や聴覚障害等に係る特別支援学校は都道府県内に1校しかない場合があり、専門的な研修実施体制を確保することが困難となっていたり、人事が停滞する懸念が生じていたりする。また、これらの特別支援学校においては、免許状保有率が低い状況にある。このため、特に視覚障害や聴覚障害については、教職課程を有する大学が、地域における教員養成の拠点としての役割を果たすことが期待されるとともに、都道府県域を超えた広域での研修の仕組みや人事交流を可能とする仕組みの構築などの工夫が必要である。その際、研修の内容については、例えば、点字や手話など、実際に学校現場で必要とされている内容も踏まえて、構成されることが必要である。
- 〇 特別支援学校における勤務だけでは、一定規模の集団に対する教科指導や生徒指導の能力 が養われにくいため、小学校等との人事交流を積極的に行うことが重要である。

(免許法附則第 15 項について)

- 〇 特別支援学校における特別支援学校教諭の免許状所持を当面猶予する教育職員免許法附 則第15項の規定については、現下の免許状の保有率や人事交流への影響等に鑑み、現状では 直ちに廃止することは困難な状況であるが、引き続き、同法附則第15項の廃止を見据え、概 ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことが必要であ る。
- このため、国においては、特別支援学校教諭免許状の取得に向けた個々の教員の単位修得 状況を教育委員会において把握する優れた取組事例を収集し、各教育委員会へ情報提供する とともに、免許状保有率の低い自治体との意見交換により取得促進への取組を促すことが必 要である。
- 加えて、国による免許状保有率の把握等が、人事交流等の教員の資質向上に向けた取組を 阻害しないよう、人事交流で特別支援学校に異動する教員については、異動に当たり、例えば、 あらかじめ人事交流期間中の特別支援学校教諭免許の取得や当該職員の専門性の活用に係る計 画(人事交流人材活用計画(仮称))の作成を求め、計画作成対象教員については別途算定するこ とが考えられる。
- 〇 さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育を継続的に 実施することに加え、免許法認定通信教育の実施主体の拡大について検討する必要がある。

(障害の区分及び特別支援学校教諭の免許状の在り方)

| ○ 神経発達症に係る定義の変更を伴う国際疾病分類の改訂の動きを注視し、必要に応じて、 改訂の内容を踏まえた特別支援教育の領域の在り方についても検討が必要である。 |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

Ⅳ. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

1. 特別支援教育における I C T 利活用の意義と基本的な考え方

- ICTは、障害の有無を問わず、子供が主体的に学ぶために有用なものであるとともに、 特別な支援を必要とする子供に対しては、その障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に 応じて活用することにより、各教科等の学習の効果を高めたり、障害による学習上又は生活 上の困難を改善・克服するための指導に効果を発揮したりすることができる重要なものであ る。また、合理的配慮を提供するに当たっても必要不可欠なものとなりつつある。
- 実際、これまで特別支援教育においては、ICTの活用が積極的に行われてきた。例えば、 障害のある子供に対するICTを活用した学習指導において、テレビ会議システムを用いた 遠隔教育は、病気療養児にとって、学校の友人関係や学習を途切れさせることなく続けるこ とを可能にする方法であり、病気に立ち向かうモチベーションになるなど、大きな成果を上 げてきた。各教科等の指導においては、単にICTを使用することを目的とした授業作りで はなく各教科等の目標の達成を図るために必要な手段として、どのようにICTを関連付け て活用すればよいか分析する力を培っていくことが重要である。
- 加えて、情報化の推進は、障害のある子供が、学校での学習や生涯学習、家庭生活、余暇 生活など子供のあらゆる活動にアクセスすることを容易にし、更には自然災害等の非常時に おいても、そうした機器やサービス、情報を適切に選択・活用することで社会生活を可能と するという、大きな社会的意義をもっている。

こうしたICTを職業教育などに活用することは、遠隔で行う仕事のみならず、ICTを 媒介にして、実社会での社会活動にもつながる点でも意義深い。

- このように、ICTが、学習指導という側面にとどまらず、障害者が情報をやり取りし、 社会によりよくアクセスしていくために必要不可欠な存在となっていることからいえば、早 い段階から学校において、ICTに必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の 充実を図ることが必要である。そうすることで、生活全般に向けた有力なツールともなり、 障害者のQOL(Quality of life:生活の質)の向上にも寄与することが可能である。
- 〇 また、ICTの活用は指導面の充実や、障害者個人にとってのメリットのみならず、教師の業務負担軽減などの働き方改革にもつながるものである。特に、特別支援教育に関する校務支援にICTを活用することで、個別の教育支援計画や各種情報の円滑な作成や共有が容易になるなど、学校の業務改善や学校・関係機関間の引継ぎ等の充実に直結することに留意すべきである。
- なお、こうした技術は日々進化を続けており、近年では、VR (Virtual Reality: 仮想現実技術) やAI (Artificial Intelligence: 人工知能) などの最新技術も、応用の可能性が広がっており、利活用可能なものは積極的に取り入れていくことが重要である。
- 一方、ICTの活用に関しては、子供一人一人の障害の種類や状態、教育や生活等の環境が異なることを踏まえ、例えば、情報の入出力に係る障害を有する子供などをはじめとして、 子供一人一人に想定される活用の困難さ、健康面への影響など、様々な課題を把握し、それ

に対するきめ細かな配慮を進め、誰一人取り残されることのないよう取り組んでいく必要が ある。

〇 今後、更なる教育の情報化や技術革新が進む中で、特別支援教育におけるICTの活用について、指導内容の充実、障害者の社会参画の促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務 改善等の幅広い観点を踏まえて、バランスよく、着実に対応すべきである。

2. ICT活用による指導の充実と教師の情報活用能力

(ICT活用による指導の充実)

- ICTの活用は、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級のあらゆる場面で行われ、具体的には、デジタル教科書などを活用して授業内容の理解全般を助けるもののほか、例えば、視覚障害であれば、文字の拡大や音声読み上げ、聴覚障害では、音声を文字化するソフトや筆談アプリ等のコミュニケーションツール、知的障害では、動画やアニメーション機能を活用した学習内容を具体的にイメージする情報提示、肢体不自由では、視線入力装置による表現活動の広がりやコミュニケーションの代替、病弱では、病室と教室を結ぶ遠隔教育のシステム、発達障害では、書字や読字が難しい人にとってのコンピュータを用いた出入力や音声読み上げなどで情報の獲得が容易になるなど、多くの障害種に対し、その指導の充実に大きく寄与している。
- 指導内容や指導方法の充実の観点からは、ICTは、例えば、タブレットを使った授業などで、自分の考えをタブレットに書いて自らの意見を視覚的に表現しやすくなるなど、集団学習における個に応じた支援に生かすことができる。将来的には、例えば、障害のある子供の個々の教育的ニーズに応じた適切な指導の観点から、教材等の使用状況を自動的に記録し、取組の過程や解答状況等をデータとして蓄積することにより、エビデンスに基づいた指導の質の向上を目指すことも期待される。

こうした活用の前提として、子供たち一人一人の障害の状態等や育成を目指す資質・能力、 学習の習得状況等と照らし合わせながら、どのようにICTを活用した授業を実施していく ことが適切なのか、ICTを活用した授業の在り方を引き続き検討していく必要がある。

- さらに、ICTは、仮想現実などの技術を通じて、実体験に近づけることを可能とするものである。一般的な「学校から社会へ」という出向く形での実体験の機会に加えて、「社会を学校へ」という引き寄せる形での実体験の機会を可能にするものであり、この特性も指導面で活用していくことが可能である。
- 在宅や入院で病気療養を続けるなど、障害のために通学して教育を受けることが困難な子供に対して、ICTの活用は指導の充実の観点から有効な場面も多い。また、同様に、基礎疾患があり、感染症防止対策から自宅などに待機する場合においても有効性が期待される。現在、障害のために、通学して教育を受けることが困難な子供に対して、教師を派遣する形の訪問教育を実施しているが、一人の教師が複数の子供の指導に当たるため、訪問教育を受けている子供は学校に通学する子供と比べて週当たりの授業時数が少ない状況にある。今後、必要に応じて訪問教育とICTを活用した遠隔教育を組み合わせた指導により、訪問教育を受ける子供の学習機会が充実することが期待される。

○ 各教科等の指導と同様、自立活動の指導においても、その指導が必要な子供に対し、学校の授業として、基本的には対面での直接的なやりとりを通して学習が展開されているため、オンラインでの指導の実践事例は十分蓄積されていない。このため、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大による臨時休業では、各教科等の家庭学習やオンラインでの授業は工夫されていたが、自立活動の指導の多くは実施されていない状況があった。そこで、今後、オンラインを活用した自立活動の指導の可能性に鑑み、対面での指導や児童生徒同士の学び合いとのベストミックスに留意しながら、オンラインを活用した自立活動の指導の実施方法やその留意点について、実践的に研究を進めることが必要である。

(デジタル教科書・教材の活用)

○ デジタル教科書やデジタル教材は、特別支援教育において、視覚情報や音声情報を複合的に分かりやすく提示したり、必要な情報を簡単に取り出したりすることが可能であるなど、指導におけるツールとして非常に効果的である。さらに、これらのツールを積極的に活用することで、教材の作成に係る教師の負担軽減にも資するものである。今後、ICT環境の整備や教材の研究が進むことにより、更なる普及が期待される。特に、特別支援教育における文部科学省著作教科書のデジタル教科書化を進める必要がある。

(教師の I C T 活用スキルの向上等)

- ICTは、障害のある子供たちの学習ツールとして便利である一方、子供一人一人の障害の状態等に応じて効果的な活用方法等が異なり、また、子供によっては一人で機器を活用することが難しかったり、家庭での支援も難しかったりする場合があることも踏まえつつ、一人一人の障害の状態等に応じた支援機器の整備が行われる必要があるとともに、指導する教師のICT活用スキルはこれまで以上に高いものが求められる。障害による困難さに対応した指導を行うためには、日頃から教職員が様々なICT機器についての知識を高めることが重要である。そのためには、リハビリテーション分野や工学分野など関係する分野からも情報を集めることが必要であるが、専門的であるがゆえに教師一人で担うことが難しい場合も多い。そこで、知見を有するICT支援員の確保や外部人材によるOJT研修の実施など、組織的な支援体制を構築し、学校でICTを活用できる体制を整備することが望まれる。
- 〇 一方で、大学等における養成段階でのICT活用スキルの育成も重要である。現在、教職課程の「教育の方法及び技術」及び「各教科の指導法」に関する科目の中で「情報機器の活用」が位置付けられているが、今後は、その中で、特別支援教育に着目したICT活用スキルも身に付けていくことが期待される。また、今後活用が進むと考えられる学習者用デジタル教科書を用いた指導法についても、子供の実態、活用事例、実演も交えて取り扱うことが期待される。
- 〇 現職研修の観点から、各教育委員会は、国の「教育の情報化に関する手引」を参考に、教職員のICT活用指導力として求められる具体的な専門性を整理し、研修の体系化やリーダーとなる教職員の人材育成に計画的に取り組む必要がある。
- 〇 また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、引き続き、都道府県教育委員会等に対し、障害のある子供の学びをより充実させるためのICT活用に係る情報発信の 充実を図ることが重要である。

(技術の進展と合理的配慮の提供の変化)

○ ICT技術の進展は速く、障害のある子供へのアシスティブ・テクノロジーについても、 進展は急速である。よって、学校教育で提供が可能となる合理的配慮も、技術の進展とその 整備とともに変化するものである。そこで、教育関係者は、定期試験や入試等における対応 などの合理的配慮の提供に関して、時代や技術の進歩に伴った各種計画等における障害のあ る子供への対応の在り方を随時考えていく姿勢が必要である。

<u>3 ICT環境の整備と校務のICT化</u>

(ICT機器の整備とGIGAスクール構想)

- 〇 特別支援教育におけるICT環境については、学校全般と同様、課題がある。元来、児童生徒一人あたりのPC台数の整備状況については、小中学校の通常の学級などと比べ、比較的整備がなされてきた(平成29年度:全学校種5.6人/台、特別支援学校2.7人/台)が、あらゆる場面でPCを活用するような整備状況には程遠かった。しかし、現在は、GIGAスクール構想の全面展開が図られており、近いうちに児童生徒一人一台の端末配備が実現することになる。また、家庭での利活用も想定し、家庭へのモバイルルーターの貸与も行われている。さらに、特別な配慮や支援を必要とする子供にとっては、端末を使用するための支援機器が必要な場合もあり、個々の障害の状態等に応じた支援機器の整備も行われている。なお、新型コロナウイルス感染症の流行が再び拡大した場合などを想定し、できる限り早急に学校に導入し、個々に応じたICT機器の利活用体制を整備するとともに、どのような学習において効果的に活用できるか、実践を積み重ねていくことが必要である。
- そのほか、ICT機器の進歩が加速する中で、ICT機器本体はもちろん、特別支援教育において不可欠な支援機器の維持や更新を適切に図ることも重要である。また、小中高等学校の各学級において整備がなされても、特に、通級による指導において十分に活用できるものとなっているか、また、通級による指導での一人一人の教育的ニーズに合わせた活用が、通常の学級における実践に反映されているかなど、その活用状況にも十分に留意していく必要がある。

(学校のICT環境の整備)

○ このように、GIGAスクール構想で、子供側の端末整備やWIFI環境の整備が進む中、 特別支援教育において、特に留意しなければならないのは、学校側のICT環境である。

もともと、特別支援学校のICT環境は、特に、校務系のコンピュータ整備率が全学校種 平均を下回っているほか、統合型校務支援システム整備率も低く、学校経営上課題が大きい。

また、拠点校方式や巡回による通級による指導など、学校を超えて情報の共有や連携を必要とする場合のICT環境の整備の必要性などの課題もある。このことは、新型コロナウイルス感染症に係る今般の状況下においても、学校からICTを活用した教育活動や保護者との連携が十分とは言えない状況も散見された。今後、子供側の端末整備とともに、学校や教師側のICT環境の基盤整備も着実に進めていく必要がある。

また、障害当事者の教師にとっても、ICT機器は指導に当たって大きなメリットがあり、 障害者の活躍の観点から、学校における必要な環境整備が期待される。

(ソフト面の整備と支援人材の確保)

〇 一方、ハード面が今後急速に整備されたとしても、支援技術を含めたICTの活用に関して、ソフト面の整備やそれを支援できる人材の確保が必要である。特別支援教育の状況を理解し、支援技術や障害に関する知識を有している支援員の確保・養成が課題である。

(校務のICT化)

- 特別支援教育におけるICT利活用において、特に課題となるのは、校務のICT化である。まず、特別支援教育の支援や指導の基本となる個別の教育支援計画や個別の指導計画がICTを介して学校内外で的確に共有することが困難な事例が少なくない。その背景としては、その内容について関係者間の連携が不十分な上に、これは、校務系の情報システムの基盤である統合型校務支援システムにおいて、特別支援教育に配慮したシステムが形成されていないことも一つの理由であると考えられ、こうしたシステムの未整備が、切れ目ない支援に向けた関係機関間の必要な情報の共有を難しくしている側面もあるとされる。今後、特別支援教育においても、より統合型校務支援システムを活用した情報の作成・管理が行われるよう、例えば、都道府県やシステムの開発業者に対して、特別支援教育に配慮したシステム開発を促していく必要があり、個別の教育支援計画の項目の標準化が必要との指摘も踏まえ、今後、文部科学省において、速やかにその参考となる資料を示すなど、支援を進めていく必要がある。
- 〇 また、従来では日程調整に時間がかかったり、簡素化が難しかったりする業務、例えば、教育委員会の指導主事や専門家などのスーパーバイザーによる通級指導教室担当へのリアルタイムのコンサルテーション、他校の通級指導教室と在籍校、教育センターとのケース会議、あるいは学校間の交流及び共同学習を行うにあたっての打ち合わせなど、遠隔のテレビ会議システム等のテクノロジーを使って充実できる部分は大きいと考えられる。加えて、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、日々、保護者と学校とが共有すべき各種の連絡事項等についても、ICTを活用して迅速かつ簡便に共有できる体制を幅広く構築する必要がある。特に、医療的ケア児等医療情報共有システム(MEIS: Medical Emergency Information Share)は、保護者と学校の医療的ケア児に関する情報共有と連携を簡便で容易にするものであることから、学校や保護者、関係機関での情報共有のツールとしての積極的な活用に向けた更なる検討が期待される。

(今後の機器開発等の在り方)

○ 今後は、技術革新のスピードが更に上がることが想定されることから、迅速な活用や開発に向け、技術革新に関する知見を有する者と障害当事者を積極的につなげていくことが重要である。特に、特別支援教育における障害当事者を含めた新たな I C T の共同開発など、当事者のニーズに即した形で最新技術を開発していくことが求められる。

4. 関係機関の連携と情報の共有

○ 特別支援教育においては、特別支援学校のセンター的機能などによる特別支援学校と幼・小・中・高等学校等の連携、学校と保健・医療・福祉・雇用との連携など、当該学校を超えた情報連携が求められる場合が数多くある。そのため、セキュリティなどに配慮しつつ、ICTを活用した情報連携が容易となるよう、関係機関とともに更なる課題の整理と検討を進める必要がある。

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

- 特別な支援が必要な子供やその保護者については、乳幼児期から学齢期、社会参加に至る まで、地域で切れ目のない支援を受けられるような支援体制の整備を行うことが重要である。
- 乳幼児健診等で発達上の課題やその疑いが見られる場合、早期から医療や療育との連携が有効であり、幼児教育段階からの一貫した支援を充実する観点からも保健・医療・福祉・教育部局と家庭との一層の連携が重要である。就学前の障害のある子供の学びや支援の場の状況を把握し、障害のある子供とその保護者を中心とした関係機関との連携を更に強化するとともに、特に巡回支援専門員整備事業や保育所等訪問支援事業など、各事業情報の共有・発信方法の工夫と、幼児教育施設等の資源を積極的・効果的に活用することが求められる。
- 各地域において福祉部局や療育機関等との連携は進められているが、地域や学校によって 差異があり、医療や労働など、今後更なる連携の深化が期待される分野も存在する。支援が 必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく 支援を受けられるようにするため、文部科学省と厚生労働省の連携による「家庭と教育と福 祉の連携『トライアングル』プロジェクト」等を踏まえ、教育委員会や福祉部局の主導のも と、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所や国立障害者リハビリテーションセンター等 が、現在共同で開発している研修プログラムを活用した教育と福祉が連携した研修や、個別 の教育支援計画を活用したケース会議の充実などを推進するとともに、ICTの活用による 保護者も含めた情報共有や保護者支援のための具体的な連携体制の整備を進める必要があ る。また、連携にあたって、一つの学校が多くの関係機関と連携することも多いことから、 自治体が中心となって、互いの窓口を明確にすることで連携を容易にしたり、関係機関が集 う協議会を活用して意識的に情報共有を行ったりするなど、効率的な連携体制の構築が望ま れる。

2. 在学中の連携

- 在学中における連携に当たっても、必要なリソースを適時的確に活用していく観点から、 教育と福祉、医療、労働などが互いの各種制度等について、最新の状況を理解することが重 要であり、自治体は、関係部局が連携して、関係者に対し積極的に情報提供を行うよう努め る必要がある。
- 在学中の連携において、地域の「要保護児童対策地域協議会」や「障害者虐待防止ネットワーク会議」などに学校関係者が参加することにより、より配慮が必要な児童生徒の支援の充実につながることが期待できる。ただし、通学区域のすべての市区町村の開催する会議に参加することは困難なこともあることから、教育委員会と学校が連携しながら、こうした協議会への参加・連携を進めていくことが期待される。
- 特別支援学校におけるキャリア教育では、学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すことが重要である。そのため、早期からのキャリア教育では、保護者や身近な教師以外の大人とのコミュニケーションの機会や、自己肯定感を高める経験、産業構造や進路を巡る

環境の変化等の現代社会に即した情報等について理解を促すような活動が自己のキャリア発達を促すうえで重要であることから、その実施に当たっては、地域の就労関係機関との連携等による機会の確保や、特別支援学校を卒業した者が働く様子を見学したり実際に職業体験を行ったりする機会の充実が必要である。また、就労に際して、本人の自己選択・自己決定を尊重する等の機会を確保したり、学校卒業後の生活に向けて、福祉制度の理解を深める機会を確保したりすることが重要である。

- 〇 特別支援学校高等部や高等学校に在籍する発達障害等のある生徒に、在学中から、自分の得意なことや苦手なことなどの自己理解を促し、その対処法を学びながら自信を高めるような指導や支援の充実が必要である。また、卒業後の進路先に、必要な配慮の提供、環境整備についての情報が引き継がれるように、関係機関との連携促進も求められる。
- 特別支援学校だけではなく、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒も放課後等 デイサービスを受けることが多くなっていることから、小中学校においても関係機関との情 報共有、相談支援ができるような横の連携促進が求められる。
- O また、小中学校で特別支援学級や通級による指導で様々な指導を受けていた生徒が、高等学校において指導を受けるにあたって、小中学校などでの指導や合理的配慮の状況などが十分引き継がれていないとの状況が散見されることから、個別の教育支援計画やこれまで各地域で共有されてきた関連資料を活用し、高等学校での指導につなげていくことが重要である。その際、国は、個別の教育支援計画と個別の指導計画との趣旨の違いに留意しながら、共通して引き継がれるべき事項をより明確にするとともに、地方公共団体との連携を図りつつ、統合型校務支援システムの活用を図るなど、教育のデジタル化の動向も踏まえた環境整備を行うことが必要である。
- さらに、切れ目ない支援の充実に向けて、教育と福祉などの関係機関の職員が、相互に研修を受講する機会を設けるなどの連携が考えられる。

例えば、強度行動障害と判定される児童生徒の支援については、障害の特性に応じた専門性や経験が必要であることも踏まえ、強度行動障害のある児童生徒に対して適切に対応することができるよう、教育と福祉が連携して、各都道府県の障害福祉担当部署が開催する強度行動障害支援者養成研修等の専門的な研修を、特別支援学校の教師等が障害福祉サービス事業所職員とともに受講する機会を設けたりすることが期待される。

3. 卒業後の連携

- 特別支援学校高等部卒業後に就労する者の割合や就労系障害福祉サービスへ進む者の割合は増加しており、就労系障害福祉サービスから企業への就職に移行する者の数も増加するなど、障害者雇用は着実に進展している。今後、就職後の定着を図るため、関係機関・関係者間で必要な配慮等の確実な引継ぎがなされるよう、教育における個別の教育支援計画と、福祉におけるサービスの利用計画や事業所の個別支援計画、労働における移行支援計画とが一体的に情報提供や情報共有ができるような仕組みの検討が必要である。
- 現状、特別支援学校等の教師が、卒業後も一定期間支援を行っている場合があるが、カリキュラムマネジメントの観点から、卒業後の一定期間、支援として追いかけていくことの重

要性を考慮しつつも、学校や教師の過度な負担とならないよう、今後はより一層、特別支援学校、企業、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携した就職時及び就職後のアフターケアなどの就労支援の充実が必要であり、そのためには、卒業時の移行支援や卒業後の就労支援における特別支援学校と関係機関との役割や連携の在り方などの検討が必要である。

- O 就職後の定着に向けて、在籍校と福祉機関、労働機関が連携した更なる取組のほか、高等 学校教育段階で社会に出ても学び続ける意欲を高めるとともに、卒業後は、本人が就職後の 生涯学習や余暇活動を充実させ、人々の心のつながりや相互に理解しあえる活動の機会を提 供し、孤立しないようにする必要がある。
- そのため、特別支援教育においては、障害のある児童生徒等が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、持てる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めることが重要である。また、生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮することが重要である。

4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- 医療的ケアが必要な子供が安心して学校で学ぶことができるよう、また、その保護者にも安心・安全への理解が得られるよう、学校長の管理下において、担任、養護教諭、関係する医師、看護師などがチームを編成し、一丸となって学校における医療的ケアの実施体制を構築していくことが重要である。その際、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症への対応についても留意するとともに、災害発生時にも必要な医療的ケアを継続できるよう、平時から準備を整えることが重要である。また、そのためには、保健、医療、福祉部局とも連携した医療的ケアを担う看護師の人材確保や配置等による環境整備を進めることが必要である。
- 〇 平成27年12月の「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」を踏まえ、特別支援学校をはじめとする各学校で行われている医療的ケアの重要な役割を担う、 学校に置かれる看護師を、法令上位置付けることを検討する必要がある。
- 医療的ケアを必要とする子供が増加傾向にあることを踏まえ、例えば、中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなどして、地域の小中学校で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方について早急に検討する必要がある。

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

〇 障害のある外国人児童生徒への対応については、外国人児童生徒等の教育の充実に関する 有識者会議報告(「外国人児童生徒等の教育の充実について」(令和2年3月))における指 摘事項(幼児期から高等学校段階までの発達段階に応じた指導体制の構築に向けた取組、学 校の在籍状況や指導状況の把握、障害の有無・状態等の評価手法に係る医療・福祉と連携し た調査研究の検討)を踏まえ、これらについて関係機関が連携し、適切に取組を進めること が必要である。